

富士見市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、ふるさと納税制度を通じて、本市の魅力発信を図るとともに、地場産業の振興や特産品の販路拡大など地域経済の活性化に資することを目的として実施する「ふるさと納税業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施に関し、手続き及び審査方法等の必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

富士見市ふるさと納税業務委託

(2) 業務内容

別添「富士見市ふるさと納税業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、令和8年第1回富士見市議会定例会における本業務委託に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。また、契約締結日から運用開始までは業務引継ぎ等の準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。なお、運用期間中に申込みがあった案件については、契約期間終了後においても、受託者が本契約に基づき、適切に対応する。

(4) 提案上限額

寄附金額の6.0%（消費税及び地方消費税を除く）

※1 上記の金額は、年間の寄附受入額4,510万円、寄附受入件数1,200件を見込んだ場合の年間委託料総額の上限額であり、寄附受入額、寄附受入件数の増減により変動する。

※2 返礼品代金及び返礼品の配送料は別に実費請求とするため、見積には含めない。

(5) 担当部署

富士見市 政策財務部 政策企画課

所在地 〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

電話 049-257-4136（直通）

FAX 049-254-2000

メールアドレス seisaku@city.fujimi.saitama.jp

3 参加資格要件

- 富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成23年告示第104号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間でないこと。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年告示第246号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間（令和2～6年度）のうち、いずれかの年度において、地方自治体におけるふるさと納税に係る業務を受託し、完了した実績があること。

4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和8年1月21日（水）
質問受付期限	令和8年1月27日（火）
質問回答期限	令和8年1月30日（金）
参加申込書提出期限	令和8年2月6日（金）
参加資格審査結果通知の発送	令和8年2月13日（金）
企画提案書・参考見積書等提出期限	令和8年2月27日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月16日（月）
審査結果通知の発送	令和8年3月24日（火）
契約締結予定日	令和8年4月1日（水）

5 参加申込みに係る質問書の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年1月27日（火）正午（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記入し、電子メールにてデータで提出すること。

※提出後は到達確認のため、電話による連絡を行うこと。なお、軽易な事実確認を除き、電話や窓口での個別の問合せには応じない。

(3) 回答方法

令和8年1月30日（金）までに、回答書（様式第8号）を本市ホームページ（<https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/17nyuusatsu/proposal/index.html>）～掲載する。

(4) 備考

回答内容は本要領及び仕様書の追加・修正事項として取り扱う。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年2月6日（金）正午（必着、郵送の場合は期限日必着）

※提出期限までに書類が提出されない場合は、本プロポーザルへの参加は認めないものとする。

(2) 提出書類

様式は、富士見市公式ホームページからダウンロードし、各1部を提出すること。

<https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/17nyuusatsu/proposal/index.html>

①公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②業務実績調書（様式第3号）

- ・業務実績調書に記載されている注意事項に基づいて記入すること。
- ・実績がある場合には、業務実績に係る契約書（表紙）の写しを添付すること。
- ・業務実績調書は、電子ファイル（PDF形式）をメールでも提出すること。

③国税及び地方税の納税証明書

- ・納税証明書の種類は「未納のない証明」とする。なお、提出前3か月以内に交付されたものを添付すること。
- ・本市に納税がない場合、本店所在地の納税証明書を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付）にて提出すること。

※不着の場合の責任を市は負わないものとする。

【提出先】

富士見市 政策財務部 政策企画課

所在地 〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

電話 049-257-4136

メールアドレス seisaku@city.fujimi.saitama.jp

7 参加資格審査結果通知

提出された参加申込書等を基に「3 参加資格」の参加資格要件を満たしているか審査し、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第9号）により、令和8年2月13日（金）までに、電子メールにて結果を通知する。

参加を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できないものとする。

8 企画提案書等の提出

参加資格を認められた者（以下、「提案者」という。）は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）正午（必着、郵送の場合は期限日必着）

(2) 提出書類

①企画提案書（様式第4号）正本1部、副本10部

- ・企画提案書本体は、A4判任意様式（縦横は問わない）とし、印刷は両面印刷を基本とする。なお、ページ数の制限はないが、プレゼンテーションにおいて説明できる範囲のページ数とすること。
- ・企画提案書表紙を除き、提案者を特定できる内容を記載しないこと。
- ・法人の概要（設立趣旨、事業内容、実績）が分かるパンフレット等があれば別途添付すること。
- ・仕様書に基づき作成すること。
- ・提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」と「独自に提案するもの」を明確に区別できるようにすること。

②参考見積書（様式第5号）1部

- ・年間の寄附受入額4,510万円、寄附受入件数1,200件を見込んだ場合の委託料率を「%表記」で記載すること。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
- ・法人代表者印を押印すること。

③実施体制調書（様式第6号）1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付）にて提出すること。

※不着の場合の責任を市は負わないものとする。

(4) 企画提案の辞退

参加申込み後に企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
提出は、持参又は郵送により行うこと。

9 プrezentation及びヒアリングの実施

提案者による企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 開催日

令和8年3月16日（月）

(2) 開催場所

富士見市役所本庁舎2階 市長公室

(3) 1者あたりの提案時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度

(4) 留意事項

- ①プレゼンテーション及びヒアリングの実施は企画提案書の受付順とし、実施時間について、「参加資格審査結果通知」（様式第9号）の発送と併せて通知する。
- ②出席者は最大3名とし、業務に携わるスタッフが1名以上出席すること。
- ③プレゼンテーションでは、提案者を特定できる表現は行わないこと。
- ④プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。なお、企画提案書以外の資料の使用及び配布は認めない。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

⑥企画提案書は、市が用意する多機能型電子ホワイトボード（MAXHUB（V5-C シリーズ 75 型））投影可能。投影する場合は、PC を持参すること。なお、MAXHUB 接続用 HDMI ケーブルは市が用意する。

1.0 受託候補者の選定及び結果通知

（1）選定方法

- ①提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別紙「評価基準書」により評価を行う。
- ②提案内容及び見積書、プレゼンテーション及びヒアリング等を基に各審査委員が評価点を算出し、その評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。
- ③評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、評価項目「企画提案」及び「独自提案」の評価点の合計が高い者を受託候補者とする。なお、評価点の合計が最も高い者であっても全委員の評価点平均が最低基準点（「経費」の配点を除いた配点合計の 60%）に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。
- ④提案者が 1 者の場合であっても、企画提案書等の審査を実施し、評価点の合計が最低基準点を満たしている場合には、受託候補者として選定する。

（2）審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書（様式第 10 号）により、令和 8 年 3 月 24 日（火）に、すべての提案者に対して電子メールで通知する。なお、審査結果についての問合せには応じない。

（3）その他

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤見積額が提案上限額を超えている場合
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- ⑦その他選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑧上記①～⑦に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合

1.1 契約の締結

選定された受託候補者と市との間で、企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、令和 8 年 4 月 1 日（水）（予定）に契約を締結する。なお、受託候補者が業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に事故がある場合等、委託契約の締結が整わない場合は、次点候補者と改めて協議を行う。

1.2 結果の公表

本プロポーザルの結果については、次に掲げる事項を、上記「2 業務の概要（5）担当部署」に記載の部署において閲覧に供するとともに、本市ホームページ（<https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/17nyuusatsu/proposal/index.html>）に掲載する。

- ①業務名
- ②業務概要及び履行期間
- ③受託候補者の名称及び契約額
- ④提案者名、評価順位及び評価点数
- ⑤その他必要な事項

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するためには、提案者の負担とする。
- (2) 使用言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (3) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出された一切の書類は返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）に基づき、第三者に開示することがある。
- (7) 企画提案に伴う説明会は開催しない。
- (8) この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

富士見市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル評価基準表

評価項目	評価基準	配点
現状分析	・本市のふるさと納税事業の現状・課題を的確に把握しているか。	10
組織体制・業務実績	・業務を適正かつ確実に遂行できる実績を有しており、不測の事態が生じた場合においても迅速に対応することが可能か。 ・寄附者からの問合せ・苦情等を適切に管理し、迅速に対応する体制を構築しているか。 ・年末年始など繁忙期における体制が構築されているか。	30
定例業務	・寄附者情報の管理、寄附金受領証明書等の作成及び発送スケジュールは適切か。 ・返礼品の発注について柔軟に対応できるか。また、在庫管理、配送状況を適切に管理することが可能か。 ・季節限定の返礼品や定期便などの管理が可能か。	15
企画提案	・掲載情報の充実など寄附件数の増加につながる効果的な取組みが提案されているか。 ・返礼品提供事業者からの相談に応じる支援体制が整っているか。また、既存の返礼品の改善や、新たな返礼品の企画・開発ができる体制となっているか。	20
経費	・提案価格が提案上限額の範囲内であり、企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	5
独自提案	・本市の課題を的確にとらえ、独自性があり、かつ事業目的との整合性や実効性が具体的で明確な提案がされているか。	20